

質疑書に対する回答

高 知 県 知 事

令和8年08月17日付けで公告した「道交地防安（耐震）（債）第112-100-0502号 県道須崎仁ノ線（仁淀川河口大橋）防災・安全交付金工事」に係る質疑について、下記のとおり回答します。

記

NO	質 疑	回 答	回答日
1	橋脚コンクリート巻き立て(注入材等)について 明細表第10号にて計上されている注入材ですが、明細表第4号の施工パッケージ(コンクリート削孔)にて計上される注入材とは別物でしょうか。回答を宜しく願います。	明細表 第10号 注入材等について、注入材（エポキシ樹脂、床版補強工、橋梁補強工用）15kgの計上に誤りがあったため削除しました。	令和8年8月27日
2	明細第4号「コンクリート削孔」について、使用する注入剤の種類・規格をご教示ください。	エポキシ樹脂系の注入材を想定しています。	令和8年9月7日
3	明細第17号、単価表第19号の「H形鋼 [山留主部材] 250～400型」について、賃料期間が「7～12箇月」と記載されていますが、「4～6箇月」ではないでしょうか。ご確認ください。	賃料については、土木工事標準積算基準Ⅱ編共通工第5章仮設工の記載のとおり補正を行っており、単価表第19号において適用される賃料期間は「7～12箇月」となります。	令和8年9月7日
4	施工条件明示書【工程関係】1.他の工事による施工時期及び全体工期等への影響に、「施工にあたり、上記の工事と工程調整のうえ施工すること」と記載があります。上記対象工事は、令和9年3月末まで施工される予定であり、本工事の車両等搬入路に位置する部分を施工範囲に含むことから、対象工事完成後の令和9年4月以降が本工事の現場着手時期になると思いますが、出水期（6月から10月）を避けての施工となると2か月しかありません。高知県が想定している現場着手時期を教えてください。	現場着手時期は令和9年1月を想定しており、工事進入路については、仁ノ海岸堤防の既設坂路を利用して進入することを想定しています。ただし、施工条件明示書に記載のとおり、関係工事（仁ノ海岸堤防工事）との調整は必須となります。なお、仮設計画の見直しが必要な場合は、監督職員と協議のうえ変更の対象とします。	令和8年9月7日
5	本工事の工期が令和8年10月から令和9年9月までと想定して質問します。上記の質問のとおり令和9年4月の現場着手となる場合、令和9年11月からの現場着手が現実的かと思いますが、工事期間の延長は令和10年3月まで、もしくは令和10年6月まで可能でしょうか。延長ができない場合、出水期の河川区域内に仮設物を残置できないため、すべて撤去してよろしいでしょうか。	関係者との調整等により工事期間の延長が必要と認められる場合は、監督職員と協議のうえ、着手時期及び延長期間を決定することを想定しています。 また、出水期間中は河川区域内にある仮設物は全て撤去する必要があります。	令和8年9月7日
6	資材や車両等を搬入するためには㈱大谷興産様が所有する敷地を通る必要がありますが、本工事発注にあたり㈱大谷興産様との協議は整っているものとして入札してよろしいでしょうか。	工事進入路に係る仮設計画については、仁ノ海岸堤防の既設坂路からの進入を想定しており、受注後に周辺工事の関係者との協議により決定する予定です。	令和8年9月7日

その他事項